

# A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける

## 租税理論の展開Ⅱ

——古典学派における財政思想 (上)——

箕 浦 格 良

### 四

A・スミスは「地租 land tax 印紙税 stamp-duties 及び各種の関税 duties of customs 消費税 excise はイギリスにおける租税の四つの主要なる部門をなすものである<sup>(1)</sup>」という。そうして「国家収入の基金 funds 又はその源泉は資本 stock か土地かのいずれかにちがいない<sup>(2)</sup>」となすのであるが蓋し国家収入の重要性は一国の産業と国民の消費生活につながり、国家収入の形態は直ちにその当時の一国の産業形態とそうして又国民の経済生活につながるのである。A・スミスはその当時においてイギリスにおける租税制度を改革すれば国家収入は相当に増収を期待することができる<sup>(3)</sup>と考へるのである。即ち「地租及び家賃税をもつと公平にし、関税及び消費税の現行制度を改革すれば、おそらく国民の大部分の負担を増大せしむることなく単に全体にその負担の比重を平等に配分するのみにて国家はかなりの増収を生ずるのであらう。しかしながら租税制度の改革を以て如何に大なる増収が得

られようとも国家収入を公債の担保より完全に解放でき得ると自信をもつこと或は次の戦争においてそれ以上に公債が累積することを防ぎ又は之が補償をはかられるまでに平時において国家収入の解放がすすめられると考えることは如何に楽観的な当局者であつてもそれは自信過剰である<sup>(3)</sup>という。そうして「アイルランドはたしかにイギリスと同じ程度に地租の担税力をもっている。アメリカ及び西印度の植民地はそれ以上の担税力をもっている。地主に十分の一税 *one-tenth*<sup>(4)</sup> 又は救貧税の課税されないところにおいては十分の一税又は救貧税の課税されるどころより以上に地主は地租の担税力をもっていることはたしかであるにちがいないのである。十分の一税が金納でなく現物徴収であるときはこの租税は実際に一ポンドにつき五シリングに達する地租よりも以上に地主の地代となるべきものを多く減少させるのである。このような十分の一税は殆んどすべての場合土地の眞実の地代即ち農業者の資本 *capital* を又農業者の利潤も共に完全に回収したる後に残されるものの四分の一以上にのぼることがみいだされるであろう。もしもすべての金納による十分の一税及び教会の財産を俗入の保管に移すこと *impropriation* を廃止されるならばイギリス及びアイルランドの教会の十分の一税は六〇〇万ポンド又は七〇〇万ポンド以下に見積られることは到底あり得ないことであろう。従つてイギリスにおいてもアイルランドにおいても十分の一税がないとすれば地主はその大部分の人が現在負担している以上に負担を負うことなく六〇〇万ポンド又は七〇〇万ポンドの地租の追加を支払う余裕があることになる。アメリカは十分の一税は施行されていない。従つて地租を負担する余裕が充分あることになるであろう。尤もアメリカにおいても西印度においても土地は一般に農業者に小作させることも又貸付けることもしていない。従つて土地の租税を地代簿によつて賦課するといふことができない。然しながらイギリスにおける土地もウィリアムIIメリーの第四年の時代には地代簿によつて

賦課されたものではなく極めて粗雑なる且つ不正確なる評価によって査定されたのである。アメリカにおける土地についても同じ方法を採用してもよいのであり、又最近のミラノ公国やオーストリア、プロイセン、サルディニアの所領において施行せられたように正確なる測量によって公平なる評価を行ない之によって賦課してもよいのであると論じて地租の賦課について所謂台帳税によって形式課税を行ってもよく又実質的評価を査定して実質課税としても施行できるとなし地租はアイルランドにおいてもアメリカ、西印度においてもその拡張の可能性を論ずるのである。かくして財産税的性格を有する地租にはじまり次いで収益税的性格を有する地租の論議に移るのであるが、A・スミスは「地租は貨幣によって支払われることになってるのであるから、土地の評価は貨幣で表示されるのである。この評価が確定せられて以来銀の価値は殆んど一定していたのであるから貨幣の本位はその重量においてもその品位においても何等変化するところがなかつたのである。もしもアメリカにおける銀鋳が発見される前の二世紀の間にみられるように銀の価値が相当に騰つたとすれば評価の不変性は地主にとって極めて抑圧的であつたことは確かである。銀鋳が発見されて後約一世紀の間にみられたように銀の価値が相当に下落したならばこの評価の不変性が元首のこの部門の収入を大いに減少させたことと思われる。同量の銀を従来より低い名目価格に引下げ又は高い名目価格に引上げるかによって貨幣本位に或程度の変化が生じたときは例えば銀一オンスの量が五シリング二ペンスの貨幣に鑄造する代りに僅かに二シリング七ペンスという低い名目価格の貨幣片に鑄造せられるか一〇シリング四ペンスという高い名目価格の貨幣片に鑄造せられたるときは前者は地主の収入が減少し後者は元首の収入が減少するのである。従つて現実に発生したところと幾分異なりたる事情のもとにおいてはこの評価の不変性は納税者 the contributors 或は国家 commonwealth のいづれかにとつて極め

て不都合なるものとなるのである。時代が経過するとともにいつかはこのような事情は必ず発生するものである。これ迄の帝国はいずれの帝国においてもその他の人間のすべての仕事と同じく死滅をまぬがれないことが証明されたけれども然しながらいずれの帝国も永遠に存続することを目標としているのである。従って帝国それ自体と共に永続すべきことを期するあらゆる制度は或特定の事情においてのみならず総ての事情のもとにおいて都合のよいものでなければならぬのである。即ち一時的、臨時的、或いは偶発的事情に適應せしむるべきものではなく必然的に従って常に同一の事情に適應せらるべきものである<sup>(6)</sup>と論ずるのである。

A・スミスは「重農学派の一部の学者は地代の変化に応じて変化し耕作の改良或いは怠慢に応じて増減するところの地租はあらゆる租税のなかで最も公平なる租税であると推奨している。この重農学派の一部の学者は総ての租税は結局においては地代に課せられるものである。従って結局において之を負担するところのこの基金 fund に公平に課税せらるべきであると主張するのである。総ての租税は結局之を負担するところの基金にできるだけ公平に課税すべきであるということは確かに真理である。然しながら重農学派の一部の学者の極めて独創的なる学説を支持している形而上学的なる論証について不愉快なる論議にたち入らなくとも最終的に地代に帰着する租税が何であり終局的にその他の基金に帰着する租税が何であるかを検討することによって充分に明らかになるであらう<sup>(8)</sup>」となし之を批判するのである。そうして A・スミスは土地の賃貸契約の各個の場合の内容及びその諸条件についてその課税の適切なる方法を考究しているのである。「ある地主はその地代を引上げる代りに借地契約の更新に当って一時金 fine を受取る慣行がある。これは多くの場合浪費家の臨機の処置である。即ち極めて価値の多い将来の収入を売って或一定額の現金を受取るのである。従ってこれは多くの場合地主にとって有害である。

そうして又しばしば借地人にとつても有害である。是亦社会にとつて常に有害である。それは屢々借地人からその資本 capital の大部分を取り上げるものでありその結果として土地の耕作能力が大いに減少するからであり従つて借地人は大なる地代を支払い得たときに比較して少なる地代を支払うにも困難を感じるのである。借地人の耕作能力の減少は何であらうとも耕作能力の減少しない場合よりも必然的に社会の収入の最も重要な部分を抑圧するものである。斯くの如き一時金に対して課せられる租税を一般の地代に課せられる租税よりずっと重課することによつてこの有害なる慣行は阻止せられるであらう。そうして関係各当事者即ち地主、借地人、主権者そうして全体社会のすべてに少なからず利益となるであらう<sup>(9)</sup>となし一時金の弊害とその是正方法を論じついで借地契約の内容の特定せるものに論及するのである。そうして「ある賃貸契約については借地人に対して全賃貸期間中特定の耕作方法、特定の作物の栽培を指定する。これは一般に地主が自己の知識の惚れ（これは多くの場合何の根拠もないものである）の結果であるがこれは一種の追加的地代であつて貨幣地代 rent in money に代るべき賦役地代 rent in service と考えらるべきものである。これは愚なる慣習であるが之を抑制するためにはこの種の地代は寧ろ高く評価し従つて之に対する租税は普通の貨幣地代 money rents よりも幾分重課してよいのである<sup>(10)</sup>」となしついで現物納入地代に及ぶのである。「或地主は賦役地代を要求する。斯くの如き地代は地主は有利である油等の現物地代 rent in kind を要求する。又或地主は賦役地代を要求する。斯くの如き地代は地主は有利であるが常にそれ以上に借地人にとつて有害なものとなる。斯くの如き地代は地主が収入するところよりも多くのものを借地人から奪うか又はしめだすからである。斯くの如き地代が行なわれている围においてはすべて借地人は貧乏にして乞食の如くである。そうしてその程度は斯くの如き地代が行なはれている程度にかなり対応している。

之亦同じく斯くの如き地代は寧ろ評価を高くし従つてその結果として必然的に一般の貨幣地代より幾分重課することによつて社会全体にとつて有害なる慣行は恐らくは充分に阻止されるであらう<sup>(11)</sup>と論ずるのである。そうして「地主がその所有地の一部を占有することを自ら望ましいと決定した場合その土地の地代の評価はその周辺の農業者や地主の公平なる裁定に従つて評価されるべきであらう。そうして又その租税の軽減が認められるべきであらう<sup>(12)</sup>。然しながらこれは地主の占有する土地の地代が或一定額を超えないときのみである<sup>(13)</sup>」となし自作農の保護を主張し「地主がその所有地の一部を耕作するよう奨励することは重要である。地主の資本 *capital* は一般に借地人の資本よりも大である。地主の技術がおとつていても屢々借地人が生産するところよりも大なる生産物をあげることがある。地主は種々の実験を行なうことができる。そのみではなく実験を行なうのが一般的である。地主が実験に失敗してもその損失は僅かである。地主がその実験に成功すればそれは全国の改良と耕作の改善に貢献するものである。然しながら租税を軽減することによる地主の耕作の奨励は一定の広さに止めることが重要であらう。もしも地主の大部分がその所有地全部で農業を行なうようになれば（真面目で勤勉なる借地人の代りに地主の資本と技術が許す限りにおいて地主自身がその利益のために耕作するものとして）農村は怠惰で放蕩なる管理人にて充され管理人のあやまった管理はまもなく耕作を退化させる。土地の年々の生産物を減少させる。家長の収入のみならず社会の全体の収入のなかで最も重要な部分を減少させるのである。斯くの如き行政制度は恐らくはこの種の租税が納税者 *contributor* を庄迫し又は不便の如何なる程度の不確実性をもとり除きそれと同時に地方の一般的なる土地の改良と良好なる耕作に大いに寄与するような政策又は方針を土地の一般的管理に導入することができるであらう<sup>(14)</sup>」と論ずるのである。

(1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, p. 887.

イギリスにおける所得税は一七九九年対フランス戦争の際 W・ピットによって初めて採用され資本主義諸国における先駆をなすものである。一八四二年に至り R・ピールのよつたものが現在の普通所得税の基礎をなしている。即ちそれは所得をその源泉にしたがい五種類に分類し分類所得税となし源泉課税主義を原則として比例税率を採用している。我國の所得税は一八八七年即ち明治二十年に創設されている。

(2) Adam Smith, *ibidem*, p. 769.

(3) Adam Smith, *ibidem*, p. 886.

「イギリスの租税制度をイギリスに属しているイギリス人又はヨーロッパ生れの人々の住んでいるすべての地方まで拡張するならば租税収入の増収は大いに期待される。然しながらこれはイギリスの議会 parliament 又は国民の要求があるならば全イギリスの国民会議 states-general に総ての各地方を公正にしてそうして平等に代表する代表者を入れることを認めなければイギリス憲法 British constitution の原則と矛盾することなく実施することはできないであろう。この場合各地方の代表者の数のその地方の納税額に対する比率はイギリスの代表者数の納税額に対する比率と同じでなければならぬ。然しながら多くの有力者の私的利害と大多数の国民の強固なる偏見は現在においては斯くの如き大変革に対して克服することが極めて困難というよりは殆んど不可能なる障害となるであろう。しかし、このような各地方の合同が果して実施可能か不可能かを決定しないまでもイギリスの租税制度を如何なる程度に各地方に適用し得るものであるか、又仮りにそれを適用し得るとすればどれだけの租税収入が獲得できるか尚この種の一般的合同はこれに包含せられる地方の幸福と繁栄とに対して如何なる影響を及ぼすかということを考察することはこの種の純理論の著作としては不適当ではないであろう。斯くの如き思索は古い理想主義よりその面白さにおいてはおとるがそれ以上に無用にして空想的ではない新しい理想主義 new Utopia をめざれるのみである。」(Adam Smith, *ibidem*, pp. 886-887.)

(4) Adam Smith, *ibidem*, p. 788. 拙稿「A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける租税転嫁論の展開」―古典学派における財政思想 (三)―(立命館経済学 第十二卷 第三号) 一 註(6)

(5) A・スミスは「イギリスにおける地租の配賦(地租の一般的 stereotype 配賦の自由については Cannan, 『Hist. of Local Rates in England, 1896, pp. 114-119 を参照)についてはウイリアムとメリーの第四年において

各州、各教会区に地租の配賦が施行せられるに際して用いられたる評価はその制定当時の最初に既に不公平であった。このような課税方法の地租は完全に確定的であり租税納付の時期は地代収納の時期と同時であるから納税者にとって極めて便宜である。実際の納税者は常に地主であるけれどもこの地租は普通小作人によって前払されるものであるから地代よりこの租税額を控除することになる。この地租は他の如何なる租税よりも少数の官吏によって徴収することができる。然し公平なる課税ではない。従つてこのような地租は租税に関する四つの箴言の確實、便宜、最少徴税費の箴言に合しているが公平の箴言には反している。各地区に配賦する地租は地代の増加に伴つて租税額が増加するものではない。従つて地主が土地を改良して収入の増大をはかつて地主の利潤が増大しても国家収入には変りはないのである」と論ずる。(Adam Smith, *ibidem*, p. 780)

(9) Adam Smith, *ibidem*, pp. 781-782.

(7) 「四〇五ノミニムト the economists と名乗るノランスの一部の學者に云ふ」(Adam Smith, *ibidem*, p. 782)

(8) Adam Smith, *ibidem*, p. 782.

「ヴニース領においては農業者に賃貸される耕作地にはすべてその地代の十分の一が租税として課せられる。[Memoires concernant les Droits tom. i. pp. 240, 241.] 土地の賃貸契約が各州又は各地区の収入官吏が保管している登記簿に登記せられる。土地所有者が各自の土地を耕作する場合には土地は公平に評価される。そして、租税の五分の一が控除せられる。従つて土地に対して地代と考えられるものの一〇パーセントを支払うのではなく八パーセントを支払うことになるのである」(Adam Smith, *ibidem*, p. 782) 「この種類の地租は確かにイギリスの地租より公平である。然しそれは恐らくそれほど確定的ではないであらう。そしてこの租税は地主に対して相当大なる手数をかけることがしばしばある。そしてその徴税費もかなり大なるものであらう。然しながら斯くの如き行政制度が大なる程度にこの不確定性の阻止及びこの経費を抑制するように考案せられるであらう。例へば地主と借地人とが共同してその借地契約を義務として公共登記簿に登記しなければならぬとすることもできる。そしてその諸条件の隠匿及び虚偽の登記に対しては適當なる罰金を課することもできる。そして又当事者間の一方が他方に対する隠匿及び虚偽の登記を告発、証言したるときその人に対して罰金の一部を与えることにすれば双方が結託して公共収入を詐取することを有効に防ぐこともできるであらう。そして土地の賃貸借関係の一切の諸条件はかかる記録によつて充分に知ることができると思われる。」(Adam Smith, *ibidem*,



pp. 782-783)

- (9) Adam Smith, *ibidem*, p. 783.
- (10) Adam Smith, *ibidem*, p. 783.
- (11) Adam Smith, *ibidem*, p. 783.
- (12) 「ヴェヒンス領においては租税の軽減が行われている。これと同じくその租税の適当なる軽減が許されてよいであろう。」  
(Adam Smith, *ibidem*, p. 783.)
- (13) Adam Smith, *ibidem*, pp. 783-784.
- (14) Adam Smith, *ibidem*, p. 784.

A・スミスは第三編 (Adam Smith, *ibidem*, pp. 356-396.) において地主の土地改良についてその論述を展開しているが尚『どこでも「地主がその土地の一部を自作するように奨励することは重要である」から、その場合には地租を軽減すべきだとスミスはいう。なぜなら、「彼の資本は一般に小作人のそれよりも大きく、そして彼はしばしば劣った技術でより多くの生産物をえるし、また地主が諸実験を試みる余裕があり、かつ一般にそれをやりたがる」からである。スミスがこのようにいふるとき、彼はその友人ロード・ケイムズを代表とする、スコットランドの地主的農業改良家たちを思い浮べていたのではないかと推察される。しかしスミスは、第三編でもそうであったが、ここでももちろん手放して地主を賛えてゐるわけではない。前述の地租軽減がある程度を超えて、地主がその土地の大部分を自作するようになると、「農村は、まじめで勤勉な小作人の代りに、怠惰で浪費的な差配人で満たされるであろう」といひさらに、一時金、労役地代、実物地代はいずれも小作人に有害であるから、これに対する地租は普通の貨幣地代の場合よりも高く定めて、「社会全体にとって有害な慣習を十分に阻止」すべきだといっている。すなわち、たとえ地主が改良的実験の先駆者であろうと、社会の中心は小作人、資本家的農業者なのであり、進歩的地主とは自作農としての地主のことであつて、土地所有者すなわち地代取得者としての地主ではないとさへいふるだらう。(拙稿 A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける租税理論の展開—古典学派における財政思想 (三)—(立命館経済学 第十二卷 第三卷) 地主と小作人との関係についてはもう一つ問題がある。それは地租が地代に加算されて小作人に転嫁されはしないかということである。だが、この点についてのスミスの考えはむしろ逆であつて、たとえば十分の一税のように土地の生産物に課せられる税でさえ、地代がそ

れだけ減額するという形で地主に転嫁されると彼は考えるのである。なぜなら、すでに第一篇の分析が示したように、地代は、土地の生産物の価格から、その経費と耕作者の自然利潤とを控除したものであり、一定の利潤率が前提されているかぎり、経費に付加されるものはすべて地代を減少させることにならざるをえないのである。』（高島善哉著 原典解説 スミス「国富論」―政策篇 一五四―一五五頁又は高島善哉編集 スミス「国富論講義」5 三五―三六頁）

## 五

A・スミスは地租における徴税費について言及する。即ち「常に固定的なる評価額によって査定される地租よりも地代の変化に伴ないこれに応じて変化する地租の徴税費は疑もなくいくらか大であろう。農村における各地方に設立することを適当とされる各登記所及び土地の所有者が自ら占有せんとする土地について時に応じて行なわれる評価との双方について或程度の追加的経費が必要であろう。然しながら之等の全経費は極めて僅少である。この種の租税から容易に得られる収入に比較して些少であるところの他の多くの租税の徴税費よりも遙かに僅少である」と論じ、<sup>(1)</sup>そうして土地の改良に伴なう価値の増加に対して或一定の期限を限定して免税することを主張するのである。「この種の可変的なる地租は土地の改良をさまたげるおそれがあるというのがこの租税に対する最も重要な反対論であるように思われる。土地改良の費用に対して何等寄与しないところの主権者が土地の改良によって生ずる利潤の分配に与ずかるということは確かに地主はその改良の意欲を阻害されるであろう。然しながら地主が土地の改良を始めるにさきだち徴税官吏と共同してその土地の近くの地主と農業者の各同一員数の選ばれた一定数の人々の公平なる裁定に従って土地の現実価値を評価確定することを地主に許可し、そうしてその費用が完全に補償されるに充分になるような年数に亙ってこの評価額に従って地主に課税することにすれば恐

らくこのような反対論でさえ一掃されるであろう。主権者自身の収入の増大に対する関心から土地の改良ということに主権者の注意をむけさせることはこの種の地租の主要なる長所である。従つて地主の補償のために認められる期間はその目的のために必要とする以上の限度を超えてはならない。もしあまりにその利益を得ることが遠くはこの注意を惹くことは弱まるおそれがあるからである。然しながらその期限は短かすぎるより長すぎる方がよいであろう。即ち主権者が如何に喚起せられても地主の注意が少しでも減退すれば決して之を補うことはできないからである。主権者の注意はせいぜいその大部分の領土の耕作の改良についての極めて一般的にして漠然とした考慮ぐらいである。然しながら地主の注意はその所有地のすみずみまで最も有利に使い得るかについての個別的にして細密なる考慮である。主権者の主たる注意はそのなし得るあらゆる手段によつて地主、農業者双方の注意を喚起することがその主たる注意であるとすべきである。そうして之等の兩者に対して之等兩者の方法において、その判断においてその利益を追求させなければならぬ。又これ等兩者に対して之等自身の勤勞の報酬を充分に享受し得る如く最も完全なる保障を与えなくてはならない。又国内の各地を通じて水陸兩路の最も安全なる交通を確立しそのすべての生産物に対して最も高汎なる市場をこの兩者に提供しそうして他の諸君主の領土に対してその輸出につきでき得る限り無限の自由を与えるようにしなくてはならないのである。斯くの如き行政制度によつてこの種の租税が土地の改良を阻害しないようにむしろ之とは反対に之を促進するように運営せられるならばこの種の租税は地主にとつて租税を納めるように強制されるといふ不便を除いては何等かの不便をかけるとは思われないのである<sup>(2)</sup>と論じている。そうしてA・スミスは「社会状態が如何に変化しようとも、農業が如何に進歩しても又衰退しても、銀の価値が如何に変わつても、貨幣の品位が如何に変わつてもこの種の租税は自ら

何等政府の注意を借りることなく事物の現実の状態に容易に適合し、これ等そうしてあらゆる変化のなかにあって常に等しく正当であり公平であるだろう。従つてこの種の租税は常に一定の評価額によつて徴収せられる如何なる租税よりも永久不変の規則として即ち所謂国家の基本法として制定するのに最も適しているといわなければならぬのである<sup>(3)</sup>と主張し、そして地租を課するために測量によつて評価をなす国家の地租を論じている。

「或国においては賃貸借契約の登記という簡單明瞭なる手段をとらないでその国の土地の全体について現実に測量し評価するという労力を要し経費のかかる手段によることがある。それはおそらく貸手と借手が国家の収入をごまかすために実際の契約条件をごまかすであろうと疑はれた為であろう。Doomsday-book<sup>(4)</sup>は斯くの如き種類の極めて精密なる測量の結果であつたと思われるのである<sup>(5)</sup>」と論じ各国の实例をとりあげ詳細なる検討を行なっている。そして国家によつては地租が教会の所有にかかる土地に対して他のものによつて所有せられる土地に対する租税よりも重課せられるところと又反対に軽課せられるところとあるがこの点についての検討を行<sup>(6)</sup>い次いで国家によつては土地の貴族的保有 noble tenure によつて所有せられるものに対する地租と土地の平民的保有 base tenure によつて所有せられるものに対する地租との間に差別課税を行なうところがあるがこの点についての検討が行なわれている<sup>(6)</sup>。

A・スミスは「全国的に行なわれる土地の測量及び評価に従つて賦課せられる地租はその創設当初においては如何に公平であつても極めて短期の時間の経過によつて不公平になつてくるものである。従つてこの不公平をさけるためにはその国における各種のすべての農場についてその状態及び生産物のすべての変化に対して政府は継続的にそうして困難なる配慮が必要である<sup>(9)</sup>」と論じその現実の例証とともに斯くの如き政府の配慮といふことは

政府というものの本質的なものから考えると適當しないものであると主張するのである。<sup>(10)</sup>

(1) Adam Smith, *ibidem*, p. 784.

(2) Adam Smith, *ibidem*, pp. 784-785.

(3) Adam Smith, *ibidem*, pp. 785-786.

(4) 又は Domesday Book D. B. と略す。中世イギリスの土地台帳にして、一〇八五年—一〇八六年ウイリアム一世 William I の命令によつて作られた英国全土に亘る最初の土地大調査の記録である。

(5) Adam Smith, *ibidem*, p. 786.

(6) 「プロイセン国王の古い領土においては地租は實際の測量と評価に基いて賦課せられ、それは時々において再評価と改訂がなされたのである。[Memoires concernant Droits, &c. tome. i. p. 114, 115, 116, &c.] そうして世俗の所有者はこの評価に従つてその収入の二〇パーセントから二五パーセントを支払い、聖職者は四〇パーセントから四五パーセントを支払うことになつてゐたのである。」(Adam Smith, *ibidem*, p. 786) 「メンジンの測量及び評価は現在の国王の命令によつて行はれたのである。それは極めて精密であつたといわれている。プロシヤの司教に属する土地はこの評価にもとづいてその地代の二五パーセントの租税が課せられている。兩派の宗教の聖職者のその他の収入には五〇パーセントの租税が課せられている。チエートン派騎士団及びマルタ騎士団の領地では四〇パーセント、貴族的保有権 noble tenure によつて保有せられている土地には三八パーセント三分の一、平民的保有権 base tenure によつて保有せられている土地には三五パーセント三分の一が課せられてゐた。」[Memoires concernant les Droits, &c. tome. i. pp. 117-119.] (Adam Smith, *ibidem*, p. 786)

〈1〉ここに現在の国王とは Friedrich II である。(大内兵衛訳「國富論」(四) 二九五頁によつて)

〈2〉原典には Breslaw となつてゐる。Breslau ホーランド名は Wroclaw である。

「ポヘミアの測量及び評価は百年以上もかかつた仕事であるといわれている。それは一七四八年の現在の女帝の命令による平和の回復の後に至つてようやく完成したのである。[Memoires concernant les Droits, &c. tome. i. p. 83, 84. and 79] ミラノ公国 dutchy の測量はチャールズ六世 Charles VI の時に着手せられ一七六〇年をすぎようやく完成したのである。それは従来行われた測量のなかで最も精密なものであると考えられていた。サヴォイ及びピードモントの測量は

先のサルディニア国王の命令によって実行されたものである。」[Memories Concernant les Droits, &c. tome. i. p. 280 &c. also p. 287, &c. to 316] (Adam Smith, *ibidem*, p. 786.)

- (7) 「プロイセン国王の領土においては教会の所有の土地の収入には世俗の所有の土地の収入に対するよりも遙かに租税が重課せられている。教会の収入はその大部分が地代にかけられた一種の負担である。その収入の一部が土地の改良に向けられること即ち何等かの意味で国民の大多数の収入を増大するように使用されることは稀である。従つてプロイセンの皇帝はこの理由によつて教会の収入が国家の危急を救うためにほかのものよりかなり多くの貢献をするのが当然であると考へたものと思われる。他の或国においては教会の土地はあらゆる租税が免除されている。或は又他の国においては他の土地よりも軽い租税が課せられている。ミラノ公国においては一五七五年以前から教会が所有していた土地についてはその価値の三分の一のみに課税されることになつてゐる。」[Memories, tom. i., p. 282] (Adam Smith, *ibidem*, pp. 786-787)
- (8) シレジアにおいては貴族的保有によつて保有している土地については平民的保有によつて保有する土地よりも三パーセント租税が重課せられている。貴族的保有はそれに附屬する各種の名譽と特權とは租税を多少重課してもその所有者に対する充分なる償いになるであらう。又同時に平民的保有はその屈辱的劣等の地位は貴族的保有よりも多少軽く租税を課することによつてそれを或程度緩和し得るであらうとプロイセンの国王は考へていたのであらう。他の諸国においてはその租税制度はこの不公平の緩和といふことよりもむしろこの不公平を増加させている。サルディニア国王の領土及びフランスの所謂不動産 *real or predial* 人頭税 *taille* が課せられている諸州においては租税はすべて平民的保有によつて所有されている土地の負担である。そうして貴族的保有によつて所有されている土地に対しては租税は免除されているのである。」(Adam Smith, *ibidem*, p. 787)

(9) Adam Smith, *ibidem*, p. 787.

- (10) 「プロイセン、ポムニア、サルディニア及びミラノ公国の政府はこの種の配慮が現実に行われている。然しながら斯くの如き配慮は政府というものの性質には極めて不適當にして永続するものではない。それが永続するものとしても結局は納税者にもたらす救済よりもはるかに大なる迷惑と苦痛をもたらすものであらう。モンターバン Montauban のデフェネラリテ *generality* には不動産 *Real or predial* 人頭税 *taille* が賦課せられたのである。その測量と評價は極めて正確なるものであつたと考へられる。」[Memories concernant les Droits &c. tome ii. p. 139, &c. pp. 145-147] 然るに

一七二七年になつては極めて不公平なる租税となつた。従つて政府はこの不公平を是正するために最も善い方法であると考へて全ヂェネラリテイに対して十二万リーヴルの附加税 additional tax を課したのである。そうしてこの附加税は旧来の査定に基き人頭税の課せられてゐるすべての各地区について賦課せられるのである。然しながらそれは古い査定のために現状においては軽い課税となつた地区にのみ賦課せられる。そうしてそれは同じ賦課によつて課税しすぎている地区の救済に向けられるのである。例へば二つの地区があり、その事物の現状においては九〇〇リーヴルの課税が行われるべき地区と一、一〇〇リーヴルの課税が行われるべき地区とに旧査定によつて一、〇〇〇リーヴルの課税が行われ、この両地区とも附加税により各一、一〇〇リーヴルが賦課せられる。然しこの附加税は負担の軽すぎる地区からのみ徴収されるものであつて、それは全部負担の重過ぎる地区の救済に使用せられる。その結果として負担の重過ぎる地区は九〇〇リーヴルしか払わないのである。政府はこの附加税によつて得するところも損するところもなく附加税は全く古い賦課によつて生ずる不公平を緩和するため用いられるのである。この適用はヂェネラリテイ generally の監督官の自由裁量によつて規制されるのであるから従つて大なる程度の専断的となるにちがいないのである。](Adam Smith, *ibidem*, pp. 787-788)

〈1〉 財務又はその監督官の長官 general といわれている官吏の管理下にあるフランス王国の財務行政地域をいう。大内兵衛訳「国富論」(四) 二九九頁及び水田洋訳「ミスス」(国富論)〈下〉世界の大思想 15 二四九頁はいずれも「徴税区」と訳されてゐる。

〈2〉 [Misprinted "tallie" here and six lines lower down in eds. 2-5.] (Adam Smith, *ibidem*, p. 787)

## 六

A・スミスは「十分の一税その他すべてこの種の地租は外見は極めて公平と思われるのであるが、その實質は極めて不公平なる租税である」といふ<sup>(1)</sup>。即ち十分の一税は土地の生産物に課せられる租税であり A・スミスは之はその實質は地代税であるとなすのである<sup>(2)</sup>。A・スミスは一般に土地の生産物に比例して課せられる租税は不公平であると考えるのである。即ち A・スミスに從えばその課税においてそれは総生産物の量のみを考慮して

その経費或は投下資本とその利潤を考慮しないからである。従って総生産物が同量同額であっても土質即ち土地の肥沃の度合が異なるためにそれに必要な資本が異なるときは同一量の租税を課せられることは不公平であると考えるのである。そうして「十分の一税は地代に対して極めて不公平なる租税であるがそれは又同じく常に地主の土地改良と農業者の耕作の双方に対して大なる障害となるのである」<sup>(4)</sup>と主張するのである。

その当時アジア諸国における主たる国家収入は収獲比例税による収入であった。A・スミスによれば「ヨーロッパの大部分における教会と同じく多くのアジア諸国においては国家は主として一種の地租Land-taxによって維持されているのである。そうしてその地租は地代に課税せられるのではなく土地の生産物に比例して課税せられる租税である」<sup>(5)</sup>と述べている。そうして「アジアにおいてはこの種の租税は主権者に土地の改良と耕作とに興味をもたせるものであるといわれている」<sup>(6)</sup>。然しながら「教会の十分の一税においてはその取得部分が極めて小さく分割されているためにその所有者の中にはこのような興味をもつものはだれもないのである。そうして一教会区の牧師はその特定の教会の生産物に対する市場を拡大するためにその国の遠方に達する道路や運河を造ることの根拠を決して見出すことはできなかったのである。かくの如き租税は国家の維持のために充てられるならば或程度その不都合を緩和するに役立つものである。教会の維持のために充てられるときはこの種の租税に伴なうものは不都合以外に何物もないのである」<sup>(7)</sup>と論じているのである。

元來収獲比例税にありては収獲物による現物納付が行なわれ又はその代替性が認められてきたのであるが貨幣経済の発展するに伴ない現物納付から貨幣的納付に移行して発展してきたものと考えられる。そうして今以てその残留が認められる。A・スミスは土地の生産物に対する租税の現物納付か貨幣納付かの問題をとりあげその検



討に移るのである。A・スミスによれば「土地の生産物に対する租税は現物 in kind で徴収せられることもあるし又一定の評価に従って貨幣 in money によって徴収せられる」<sup>(8)</sup>と前提して公共的收入としては現物納付は不適当なることを強調するのである。「教会区の牧師はその十分の一税をうけとった方が時としては恐らくは有利となるであろう。又自己の所有地で生活している財産の少ない小地主 gentleman<sup>(9)</sup>にとっては時として恐らくは現物によってその地代 rent をうけとった方が有利となるであろう。これらは収納する量も収納する地域も極めて小さいので牧師も小地主もともに自己が当然受とるべき如何なる部分についてもそれ等の徴収と処分とを自己自ら監督できるのである。首府に住んでいる大なる財産を有する地主はもし遠隔の地にある所有地の地代が此ように現物で支払われることになるとその地主の差配や代理人の怠慢によって大なる損害をうけ又詐欺によって更に大なる損害をうけるという危険がある。租税徴収人の不正と掠奪とによる主権者の損失は更に必然的に大なるものとなる。最も不注意な個人の使用人でも最も注意ぶかい君主の使用人に比すれば恐らくそれにもまして主人の監督をうけているであろう。かくして現物を以て支払われる公共的收入は徴税人の監理が悪いため大なる損失を蒙りそのために国民から徴収されたる租税の小部分しか納らないというようなことがある」<sup>(10)</sup>と述べているのである。そうしてA・スミスは生産物に対する租税の課税方法にして外界の事情とは関係なく又価格事情とも関係なく不変的に課せられることがあり常に市場価格を課税標準とすることがありこの両者の比較検討に入るのである。即ち「貨幣によって徴収せられる土地の生産物に課せられる租税はその生産物の市場価格の変化に伴って変化する評価によって課税することができる。又その生産物の固定的評価によって課税することもできるのである。即ち市場事情の如何を問わず土地の生産物は常に同一の貨幣価格をもって評価されそれによって徴収されるのであ

る。生産物の市場価格の変化に伴なって変化する評価に従って課税せられるものの収税高は単に土地の現実の生産物の量の變動に応じて耕作の改良と怠慢とに応じて變動するのみである。土地の生産物に固定的評価によって課税せられるものはその租税の収税高は土地の生産物の變動によって變動する。そのみならず貴金屬の価値の變動及び同一の名目価格を有する貨幣のなかに含まれているそれ等の貴金屬の量の各時代における變動によつてもそれに応じて變動するものである。土地の生産物の市場価格の変化に伴なう評価によつて課する租税の収税高はその土地の現実の生産量の価値に対して常に一定の比率を保っているのである。然し土地の生産物に対する固定的評価によつて課する租税の収税高は異なる時代においてはその価値に対して極めて異なつた比率を保つものである<sup>(11)</sup>と論ずるのである。そうして土地の生産物に対する租税にして本質的にはイギリスにおける租税の如く一定の貨幣がその補償として支払われることがある。この効果についての検討を行なっているのである。即ちA・スミスは「もし土地の生産物の一部分或いはその一部分の価格の代りに一定額の貨幣がすべての租税又は十分の一税の完全なる代償として支払われることになればそれはこの租税がイギリスの地租land-taxとその性質が同じものとなるのである。それは土地の地代の變動に従つて増減しないのである。又それは改良を促進させることもないし又それを阻害することもないのである。他のすべての十分の一税を支払う代りにモータスmodus<sup>(12)</sup>といわれているところのものを納付する多くの教会区の十分の一税はこの種の租税である<sup>(13)</sup>」となすのである。

(1) Adam Smith, *ibidem*, p. 788.

(2) rent を高島教授は「レント」という言葉は、資本、土地、家屋など一般に財産から生ずる収入を指し、賃料と訳すのがよい。それで資本のレントは利子であり、土地のレントは地代であり、家屋のレントは家賃である」ととされている。（高

島善哉著 原典解説 スミス「国富論」—政策篇—一五六頁—一五七頁 高島善哉編集 スミス「國富論講義」5 三八頁）

(3) Adam Smith, *ibidem*, p. 788.

(4) Adam Smith, *ibidem*, p. 789.

「その経費の一部分をも出さない教会がその利益の極めて大なる分配に与づかるときは地主は最も重要であるが概して極めて多額の経費のかかる改良を敢行することはできない。農業者は最も価値のあることであるが概して極めて経費のかかる作物の栽培を敢行することはできないからである。十分の一税によつて舊の栽培が久しき間オランダ United Provinces に限られていたのである。即ち長老教会の諸国 presbyterian countries であるのでそのためにこの破壊的なる租税を免れていたのでヨーロッパの他の部分に対してこの有用なる染料に対して一種の独占を享受したのである。近頃イギリスにこの植物の栽培を導入する企ては舊に対するあらゆる種類の十分の一税の代りに一エーカー当り五シリングを受取るように法律が制定された結果でようやく実行されたのである。」[31 Geo. II c. 12, continued by 5 Geo. III, c. 18.] (Adam Smith, *ibidem*, p. 789)

(5) Adam Smith, *ibidem*, P. 789.

「支那においては主権者の主要なる収入はその帝国のすべての土地からあがる生産物の十分の一からなっている。然しこの十分の一は極めて控へ日に算定されていて従つて多くの州では普通生産物の三十分の一を超えることはないといわれている。ベンガル国がイギリスの東印度会社 English East India company の手中におちるまでその国のマホメット政府に支払われてきた地租 land-tax 又は地代 land-rent は生産物の約五分の一に達していたといわれている。そうして古代エジプトの地租も同じく五分の一に達していたといわれている。」[Genesis xvii. 26.] (Adam Smith, *ibidem*, p. 789.)

(6) Adam Smith *ibidem*, p. 789. [Above, p. 647.]

「支那の主権者、マホメット政府下にあつたベンガルの主権者、そうして古代エジプトの主権者は土地の生産物のすべての部分にその領土が提供し得るかぎりの広汎なる市場を提供することによつてその数量と価値をできる限り大ならしむるために良い道路及び航行し得る運河を造ることに非常に意を注いだといわれている。」(Adam Smith, *ibidem*, pp. 789-790.)

(7) Adam Smith, *ibidem*, p. 790.

(8) Taxes upon the produce of land may be levied, either in kind; or, according to a certain valuation, in

money. (Adam Smith, *ibidem*, p. 790) 大内教授は「土地の生産物の税は、實物で徴収してもよく、また一定の評価に従って、貨幣で徴収してもよい。」(大内兵衛譯「國富論」四 三〇五頁)と翻訳されている。水田教授は「土地の生産物にたいする税は、現物でか、あるいは一定の評価にしたがって貨幣でか、そのいずれかによって徴収される。」(水田洋訳 スミス「國富論」〈下〉世界の大思想—15 三五—頁)と翻訳されている。

(9) 歴史的には年間の収入四〇シリングを有する土地を私有し又は或種の特権を認められている者を yeoman と称しこれ以上の人を gentleman とすることがある。又貴族に非ずして家紋の使用を認められたる者をいうことがある。

(10) Adam Smith, *ibidem*, p. 790.

「支那における公共的收入の一部分はこのような方法で支払われているといわれている。これは支那の官吏 mandarin その他の収税人は租税の支払方法を貨幣に改めるよりは悪用のおそれ多きこの慣行を続ける方がうたがいなく自己に有利であると知っているのである。」(Adam Smith, *ibidem*, p. 790)

(11) Adam Smith, *ibidem*, pp. 790-791.

(12) modus は収獲比例税の代替性をいうのであって現物納付の原則のためをえをとる租税にしてその租税額を貨幣を以て納付することをいうのである。大内教授は之を「金納十分の一税」と意訳され(大内兵衛譯「國富論」四 三〇七頁)又水田教授は之を「代納金」と意訳されている。(水田洋訳 スミス「國富論」〈下〉世界大思想 15 二五—二頁)

(13) Adam Smith, *ibidem*, p. 791.

「ベンガルがマホメット政府の統治の下にあった間は生産物の五分の一を現物によって支払う代りに非常に軽いといわれるモーダスがその国の各地区即ち大部分の地主 zamindar\*の土地に設定されていたのである。東印度会社 East India companyにおける使用人のあるものは公共的收入の価値をその本来のものに復旧させるといふ口実のもとに若干の州に対してこのモーダスを現物納入に改正したのである。彼等の管理のにもおいては、この改革は耕作の阻害になること公共収入の徴収における新しい権力の乱用になる機会を与えることになることである。東印度会社の使用人は恐らくこの改革にることになったとき得られた金額より非常に減少してしまつたことである。東印度会社の使用人は恐らくこの改革によつて利益を得たであろうけれども彼等の主人と國との負担にかかっているのである。(Adam Smith, *ibidem*, p. 791.)

\*特にベンガルにおいて政府に対して地租を納付するという条件によつて公認されている一種の封建領主をいうのである。